

東日本大震災からの復興に関する重点提言

東日本大震災からのすみやかな復興を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 復興事業の実態に即した財政支援等について

- (1) 避難先における十分な支援を継続するため、避難者受入市町村の負担が生じないように、十分な財政措置を講じること。
- (2) 災害援護資金貸付制度において、償還免除できる規定が定められているが、地方自治法による徴収停止や、地方税法による滞納処分の執行停止に相当する場合についても、自治体が償還免除とすることができるよう免除要件を改めること。

また、各自治体が当該貸付金に係る債権を免除または放棄することが適当であると判断する場合には、国においても自治体への債権を免除する規定を整備すること。

さらに、自治体が、当該貸付金の支払を猶予した場合は、自治体から国への償還期間を延長すること。

あわせて、債権回収に向けた自治体個々の取組に対し支援を行うとともに、早期に国において債権回収機構等を設置し、専門的かつ専属的に債権回収を実施すること。

- (3) 防災集団移転促進事業で取得した移転元地の活用を推進するための支援策を継続するとともに、適切な財政措置を講じること。

2. 被災者の生活再建支援等について

- (1) 東日本大震災特別家賃低減事業については、建物管理開始から10年間とされているが、低所得者の生活の維持のため、現状の制度を堅持し、更なる支援延長を講じること。

また、入居者の状況に応じた自治体独自の家賃の減免について支援すること。

さらに、災害公営住宅家賃低廉化事業については、令和3年度において見直された補助水準を維持するとともに、今後安定的に財政支援すること。

- (2) 震災によるPTSDを抱える児童生徒への対応等について、長期的な支

援が必要不可欠であることから、養護教諭や就学援助の増加等に対応する事務職員も含めた加配の充実を図ること。

- (3) 震災以降の心のケアが必要な児童生徒に対し、よりきめ細かな教育を実現し、豊かな教育環境を整備するため、加配教員を継続し、弾力的な学級編成を可能とすること。
- (4) 被災児童生徒就学支援等事業について、全額国費による支援を確実に講じること。
- (5) 生活再建に向けた各種支援施策を、被災自治体や被災者を支援する団体等が継続的、安定的に実施できるよう、「被災者支援総合交付金」等について、必要かつ十分な財政支援を長期的に行うこと。

3. 地域産業の復興・再生について

- (1) 被災地の自立に向け、先進技術の導入や地域資源の活用など、地域産業の復興に係る支援措置を充実すること。

また、被災地への新産業の集積等、特段の措置を講じることにより、交流人口・関係人口、移住者の拡大を図ること。

- (2) 東日本大震災事業者再生支援機構等により震災前債務の買取支援を受けた事業者については、業績回復の遅れなどにより、その一定数が厳しい経営状況に置かれていることから、同機構等に一括返済して債権を買い戻す期限の延長や買戻し時に必要となる資金調達への支援等について、個々の事業者の実情に応じて柔軟に対応すること。

4. 公共施設等の復旧支援について

- (1) 医療・防災面などの地域の安全・安心な暮らしの確保を含め、被災地の復興再生を図るため、復興道路及び復興支援道路と連結した幹線道路網や復興関連道路の整備を促進すること。
- (2) 被災地の復興を加速化させるため、鉄道事業者と連携し、鉄道の利便性向上を図ること。
- (3) 被災地における下水道施設に係る改修・更新及び溢水対策等に対し、十分な財政措置を講じること。
- (4) 災害廃棄物を受け入れた最終処分場周辺のモニタリングに係る財政措置を講じること。